

実録と檔案の間

——明代万曆初期の事例から——

The Relation of Formal Record and Document: Wangli (万曆) Early Case
in the Ming Dynasty

荷 見 守 義

要 旨

明朝檔案は、編纂史料である『明実録』からでは窺い知ることのできない官僚制の現場の声を知る得がたい史料と言い得る。しかし、逆に言えば、極めて限られた範囲の事項しか扱わないため、官制の全体像が見えにくくなる性格も有する。従つて檔案史料を扱う場合は、皇帝を頂点とする王朝官制文書システムのピラミッド構造の中でどの部分を構成する檔案であるかを把握しつつ、その後、当該檔案はどのように扱われていくかを想定することである。本稿においては、万曆九年（一五八一）のモンゴルの遼東鎮への攻撃を題材として、これに関連する巡按山東監察御史関連の檔案を整理し、『明実録』に示されるような皇帝への上奏・報告へと繋がる前段階の檔案であることを確認した。当然、これら檔案段階の報告は、さらに巡按山東監察御史の手で皇帝へと送られたであろうが、『明実録』に記載が乏しい。ただ、『明実録』掲載の巡按山東監察御史関連の記事はこのような段階を経て来たものと考えられるのである。

キーワード

明実録、明朝檔案、巡按山東監察御史、于応昌、曹鼐

はじめに

明代の檔案の分析に当たって悩まされる現象の一つは、『明実録』に対応する記述を見い出すことが難しいこと
で、『明実録』の記述と符合する檔案によって、ある事案の詳細を明らかにするというわけにはなかなか行かない
ということである。そこで事案として符合しなくとも、某檔案がおおよそ一連の出来事の一部を構成するという
観点から、『明実録』と明朝檔案を結びつける作業を重ねてみたい。筆者は先に拙著『明代遼東と朝鮮』(汲古書院、
二〇一四年五月刊)の中で巡按山東監察御史を取り上げた。巡按山東監察御史には、所謂「九辺鎮」の東端を形成す
る遼東鎮(遼東管区)を按治する者と、山東布政使司・都指揮使司管内(山東管区)を按治する者とがある。この二
つの領域を担当する者は重なり合わず、官職名は同じでありながらそこには明確な区別があった。⁽¹⁾遼東管区と山東
管区で同じ官職名を使っていた理由としては、両管区とも明朝では山東の領域と認識されていたことに拠ると考え
られる。しかし、遼東管区を按治する者は「巡按遼東監察御史」とも『明実録』では記録されているところから、
両管区の区別は当時においても明確に意識されていたのである。

ところで、拙著においては遼東管区を担当した巡按山東監察御史を一一二人検索し、その肩書の動向について調

べた。^②しかし、これらの巡按山東監察御史を含む『明実録』の記事についての分析は今後の課題として残された。このこと自体については別稿で展開するとして、『明実録』の遼東管区を担当した巡按山東監察御史についての記事は、巡按山東監察御史が皇帝に対して上奏したことに對して、皇帝が關係する部署（都察院か兵部、または戸部）に検討を指示し、それらの覆奏に對して皇帝が結論を出すという形式か、または皇帝が地方按察について巡按山東監察御史に指示をして、その結果の上奏に對して結論を出すという形式が大半である。これに對して、明朝檔案の記事は例えば遼東都指揮使司などから巡按山東監察御史に報告が上がっている形式である。つまり、明朝檔案の巡按山東監察御史に関わる檔案はそれ自体で閉じてしまっていて、報告を受けた巡按山東監察御史がそれをどのように上奏し、いかなる裁可を得たかは不明に属する。この点を補うためには、『明実録』の巡按山東監察御史に関わる記事について、巡按山東監察御史の下に集積された個々の報告をどのように反映しているか、また、巡按監察御史は個々の報告にどのような評価を付して上奏しているのか見て行けばよいが、この部分の記事は乏しく、むしろ軍務に関わる按治を指示する記事が大半を占めると言ってもよい。加えて、明朝檔案に残る遼東管区の現地的な個別案件は『明実録』には採録されない。明らかに『明実録』には採録される案件と採録されない案件があると言わなければならない。日々、膨大な案件が皇帝の下に上奏され、膨大な案件が裁かれていく官僚機構においては、実録に取り上げられるべき案件はそのごく一部に過ぎない。ただ、ごく一部に過ぎないながらも、実録には一体いかなる案件が採録され、いかなる案件が採録されにくいのか、檔案の精査を通じて検討することも本論の狙いである。このような作業を通じて『明実録』の記述の傾向を明らかにすることは、檔案の利活用の幅を拓げる試みに資すると考える。事例として取り上げるのは万曆九年（一五八二）初に起こった、モンゴルによる遼東鎮襲撃である。このこ

とに關係すると思われる檔案は比較的多く残っている。章を改めて関連する檔案について整理してみよう。

一 万曆九年のモンゴル遼東襲撃に関連する明朝檔案について

明朝檔案について幾つかの史料集があるが、遼東鎮に關しての檔案が集められていることでは遼寧省檔案館・遼寧省社會科学院歴史研究所編『明代遼東檔案匯編』上下（遼寧書社、一九八五年）及び中国第一歴史檔案館・遼寧省檔案館編『中国明朝檔案総匯』一〇一冊（広西師範大学出版社、二〇〇一年）が重要である。前者は主に遼東鎮関連の原檔案を簡体字活字に置き換えた史料集であり、後者は原檔案を網羅的に影印で収めた史料集である。一般的に言えば、後者が出版された時点で前者は不要になる運命のはずである。ところが前者に含まれていて後者に含まれていない檔案があったり、後者に含まれている檔案であつても編纂が杜撰であつたのか、前者で見えている部分⁽⁴⁾が後者では見えなくなっている場合もあり、結局、現状では前者と後者を照らし合わせながら見ていくしかないのである⁽⁴⁾。

これらの檔案の中で万曆九年の遼東鎮がモンゴルの襲撃に晒された時期のものは比較的多く残されている。まずここでは後者（第何冊目——第何番の檔案であるかを示す⁽⁵⁾）と前者（上下通して何番目の檔案かを示す）を照らし合わせて、該当する時期の檔案を次に示す。

92—37 定遼左衛指揮使司為乞請軍夫修築牆壕墩台事的呈文 万曆九年二月初九日

- 17 定遼左衛指揮使司為乞請軍夫修築牆壕墩台的呈文 万曆九年二月初九日
- 92-38 遼東都指揮使司經歷司為請明捕捉逃故官軍以利征戰事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月初一日
- 18 遼東都司經歷司為請明捕捉逃故官軍以利征戰事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月初一日
- 96-106 義州衛指揮使司為報審理被虜回鄉男子胡根牢の呈文 万曆八年二月
- 214 義州衛指揮使司為嚴稽大康堡回鄉人口事給巡按山東監察御史の呈文 万曆八年二月
- 97-1 定遼右衛為達子在捕捉遠哨夜役事給巡按山東監察御史の呈文 万曆八年七月初七日
- 215 定遼右衛為竊賊在寬甸堡捕捉遠哨夜役事給巡按山東監察御史の呈文 万曆八年七月初七日
- 97-2 広寧前屯衛指揮使司為軍夜張仁隆等披境外達子擄架事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年二月
- 217 広寧前屯衛指揮使司為境外達賊捕捉辺上夫役事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年二月
- 97-3 三万衛經歷司為達子捕擄永寧堡哨夜事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年三月初八日
- 218 三万衛經歷司為竊賊捕擄永寧堡哨夜事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年三月初八日
- 97-4 遼東都司經歷司為官軍斬獲犯刃達子首級等事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年三月初十日
- 221 遼東都司經歷司為虜賊犯刃官軍斬獲首級等事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年三月初十日
- 97-5 遼東都司經歷司為達子在長安堡殺擄人畜事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年三月十八日
- 222 遼東都司經歷司為達賊在長安堡殺擄人畜事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年三月十八日
- 97-6 遼東都司經歷司為哨報遼陽地方夷情事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年三月十九日
- 223 遼東都司經歷司為哨報夷情事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年三月十九日

- 97 | 7 義州衛指揮使司為官軍斬獲犯刃達子首級等事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月二十日
- 219 義州衛指揮使司為達賊犯刃官軍抵抗斬獲首級等事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月二十八日
- 97 | 8 義州衛指揮使司為報犯達子那安兒等情形事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月
- 220 義州衛指揮使司為申飭虜情事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月
- 97 | 9 遼東都司經歷司為長定堡哨探被達子擄掠事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月
- 224 遼東都司經歷司為竊賊捕捉長定堡遠哨事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月
- 97 | 10 義州衛指揮使司為嚴稽太平堡等処被達子擄去逃回人員事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年四月
- 216 義州衛指揮使司為走回人口事給巡按山東監察御史的呈文（二份） 万曆九年三月
- 235 義州衛指揮使司為嚴稽太平堡等回鄉人口事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年四月
- 97 | 11 寧遠衛經歷司為達子在白塔峪堡捕擄哨夜事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年四月初二日
- 225 寧遠衛經歷司為竊賊在白塔峪堡捕擄哨夜事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年四月初二日
- 97 | 12 遼東都司經歷司為達子擄去長定堡人畜事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年四月初三日
- 226 遼東都司經歷司為竊賊騷擾長定堡事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年四月初三日
- 97 | 13 広寧左衛左所為官軍斬獲犯刃達子首級得獲馬匹事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年四月初十日
- 229 広寧左衛左所為達賊犯刃殺擄人畜及官軍斬獲首級得獲馬匹事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年四月初十日
- 97 | 14 遼東都司經歷司為報達子騷擾孤山新堡搶擄人畜事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年四月初十日

- 227 遼東都司經歷司為窃賊騷擾孤山新堡搶擄人畜事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月初十日
- 97-15 遼東都司經歷司為達子犯辺官軍迎戰事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月十八日
- 230 遼東都司經歷司為達虜犯辺官軍迎戰事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月十六日
- 97-16 義州衛指揮使司為大靜堡哨夜稟報達情事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 233 義州衛指揮使司為大靜堡夜不収呈報達情事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 97-17 義州衛指揮使司為大鎮堡境外哨探被達子擄去事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 232 義州衛指揮使司為境外哨探被擄事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 97-18 鉄嶺衛經歷司為達子犯辺官軍拒堵出境事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 236 鉄嶺衛經歷司為達賊犯辺官軍拒堵出境事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 97-19 義州衛指揮使司為嚴稽大鎮堡被達子擄去逃回人口事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 234 義州衛指揮使司為嚴稽大鎮堡回郷人口事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 97-20 遼東都司經歷司為達子在清河堡擄掠人畜事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 228 遼東都司經歷司為窃賊在清河堡擄掠人畜事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 97-21 義州衛指揮使司為達子在大興堡捕捉墩軍事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 231 義州衛指揮使司為窃賊在大興堡捕捉墩軍事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 97-22 広寧衛指揮使司為達子在狼洞溝擄去人馬事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年四月
- 237 広寧衛指揮使司為窃賊入鎮夷堡搶擄人馬射傷余丁事給巡按山東監察御史の呈文 万曆九年五月初二日

以上、後者の数え方で二十五本の档案があるが、照合から分かるように、史料集によって档案の整理の仕方が異なる場合が生じていることが分かる。原档案の残存がかなり断片的であるため、史料集編纂者の整理の仕方により同一档案と見なすか否かが変わってしまうことを如実に物語っていると見えよう。この点に留意しつつ、関係する档案の構成を見てみると、現地各機関が巡按山東監察御史に呈上した報告書であることが分かる。発信元は後者ベースで、

定遼左衛指揮使司	一
定遼右衛	一
遼東都指揮使司經歷司	九
三万衛經歷司	一
鉄嶺衛經歷司	一
義州衛指揮使司	八
広寧前屯衛	一
広寧左衛左所	一
広寧衛指揮使司	一
寧遠衛經歷司	一

であり、遼東河西の広寧・義州・寧遠で十二本、遼東河東の遼東都司（含 定遼諸衛）・三万・鉄嶺で十三本と、遼東の河西と河東で半分ずつであることが分かる。また、この万曆九年二月から五月までの受け取り先の巡按山東監察御史は基本的に全て于応昌である。拙著で取り上げた『明実録』の記載を見ていくと、万曆八年から九年に巡按山東監察御史として遼東管区の按治に当たったのは安九域が万曆七年二月から同八年三月、于応昌が万曆九年正月から同十一年九月、馬允登が万曆九年十月から同十年十二月まで確認できる。明朝檔案からすれば于応昌の名前が万曆八年二月、七月に確認できる。巡按監察御史の任期は基本一年である。⁶安九域と馬允登はほぼ一年の任期とみることができ、于応昌に関しては約三年半にわたって見ることができることになる。ただ、『明実録』における万曆十一年代の于応昌の記事は過去のことに対するものであり、現役のそれではない。また、万曆九年六月五日（丁酉）には職を去っていることが分かるので、現役の記事としては万曆九年四月までである。そうすると、于応昌の巡按山東監察御史としての任期は檔案史料を考慮しても万曆九年五月で終わり、それ以降は馬允登に引き継がれたと考えるべきであろう。一方、于応昌の任期の始まりは檔案において万曆八年二月と七月に確認できることから万曆八年二月までは遡れるであろう。于応昌の前任者である安九域の『明実録』における最後の記録が同二月である。多少のタイムラグが記録にあるとすれば同年正月までか、入れ違いということも考えても安九域の在任は二月までであろう。そう考えると、安九域と馬允登の任期はどちらもほぼ一年であり、于応昌は万曆八年二月から同九年五月までの最大一年四ヶ月ということになり、少し長いとも言えるが、一年任期に限りなく近いと見るべきであろう。この于応昌の元には遼東鎮の全域から報告が上がっている様を見て取ることができよう。

二 遼東都司經歷司為官軍斬獲犯辺達子首級等事給巡按山東監察御史的呈文について

さて、これらの檔案の中、97-4 遼東都司經歷司為官軍斬獲犯辺達子首級等事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月初十日(221) 遼東都司經歷司為虜賊犯辺官軍斬獲首級等事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月初十日)を見よう。

この檔案の表紙には「抄謄写字管鉞□」と檔案を書写した胥吏の名前が表示されており、続いて貼り紙がしてあるものの、殆どは破れてしまった紙の残存部分には、

……総兵曹篁今将

……□由書冊

とあり、貼り紙の下部にかかるように「遼東都指揮使司經歷司之印」の官印が押印されている。この点については、97-6 檔案において同所には、

駐劄遼陽地方副総兵曹篁今

……情縁由書冊

とあることから類推すれば、当該檔案の内容を題目としたもので、「(駐劄遼陽地方副) 総兵曹薑今(将虜賊犯辺官軍家丁奮勇追出境外斬獲首級得獲達馬夷器等情縁) 由書冊」に類いするものであつたのではなからうか。この檔案の表紙部分は『明代遼東檔案匯編』221には収録されていない。

続いて本文を『中国明朝檔案総匯』の原檔案の形式をほぼ忠実に再現すると、

遼東都指揮使司經歷司為虜賊犯辺、官軍・家

丁奮勇追出境外、斬獲首級、得獲達馬・夷器等

事。承奉駐劄遼陽地方副総兵中軍都

督府署都督僉事曹薑劄付、准分守遼海東寧道張參政

手本、蒙

巡按山東監察御史于 憲牌、据鎮靜守備劉

崇政稟、据市夷那安兒等到関報説、有土蛮等

衆頭腦到境外地名平山等处下營、説要講貢、

不准、就要進搶攻尅城堡等情。又、蒙

欽差鎮守遼東総兵官寧遠伯李火牌、据開原參

將楊五典稟、据夷人王台差部落報說、大虜達子老撒卜兒亥等伍個頭兒在西北下營、要搶南朝地方。又、蒙

欽差巡撫遼東都御史周憲牌、亦為前事、俱備行、本職整棚兵馬、差人遠為哨探、取斂人畜、加謹提備、等

因。蒙此、除嚴行各備守等官加謹提備外、本年

貳月貳拾貳日、据長勇備禦何応魁差夜不収

王成報稱、貳拾壹日、達賊約有拾騎上牆殺死走

空墩軍等情。据此、本職(本職は小文字)随会同分守遼海東寧道

張參政、統領官軍·家丁、于本日赴長勇堡駐防、至參

月初參日、移駐長勝堡、至初陸日卯時、据守長勝堡

百戶古大相稟、据本堡瞭火軍人王好漢稟報、從堡

南挨台扯拳單旗、吹掌海螺。本職(本職は小文字)据報、即時統領

中軍范芝等官軍·家丁、順邊馳追、至地名虎伯大

臺迎。⁽⁷⁾据長安備禦崔吉差夜不収王義稟報、達

賊約有百拾余騎、從長安堡該營孫真臺南空

壹半進入、壹半在牆外、前賊遙見順邊南北兩

路兵馬灰塵、即回出境。本職(本職は小文字) 臺督率中軍范芝、旗鼓

兼管家丁事楊四維・備禦崔吉・何応魁・千総凌雲・

周體元・王景魁・陳鵬・金承武・佟暹・把総李志公・郭文

才・白万鎰・金文高・王善・佟棟・潘汝楫・張大化・佟応科・

李開先・石定玉・王延祚・馬騰霄・守堡古大相・吳胤祖、

從孫真台南空出境、追至地名爛蒲河赶上前賊。

本職(本職は小文字) 申嚴号令、督率官軍・家丁曹珮・曹天得・曹国

勲等、各用弓矢・鎗刀混砍壹処、就陣本營斬獲首

級陸顆、前賊敗走。本職(本職は小文字) 復宣告令、追殺至中遼河、

本營又斬獲首級玖顆、長安備禦崔吉下又斬首級

壹顆、長勇備禦何応魁下又斬首級伍顆、前後共

斬首級貳拾壹顆。内降夷擺言指認出本營姚得勝

斬賊首哈当打刺漢、得獲達馬壹拾陸匹、本營馬壹

拾肆匹⁽⁸⁾、備禦何応魁下馬貳匹、射死達馬壹拾參

匹、得獲明甲伍副・明盛伍頂・弓箭貳拾壹副・夷器

等件俱全。射死長安堡擺撥夜不収壹名侯得

山、射傷長勇堡回營身故擺撥夜不収壹名王尚卿、

射傷本營家丁于見等貳拾壹名、射死官馬

壹拾柒匹、本營馬壹拾肆匹、長安堡馬壹匹、長

勇等堡馬貳匹、前賊並無深入腹裏、亦無搶擄

人畜。又、據長安備禦指揮崔吉呈、據守長安堡

指揮吳胤祖呈稱、初陸日寅時分、據遠哨夜不

収祝丙稟稱、伊等出境、哨至地名下死河倒臺、

哨見達賊約有百拾余騎、從西北往東跑走等

情。稟報間、至本日卯時、又據監孫真臺夜不

収姚玉六稟報、伊与本臺直日甲軍普敬先

瞭見境外長泊林內、突出達賊約有百拾余騎、

徑奔本臺南空窺牆、壹半進入、壹半在牆外、該

臺即扯旗放砲、左右隣臺壹齊接拳。備禦崔

吉聞報、壹面差夜不収王義等分投走報、壹面

統領職等兵馬跟隨曹副總兵追出境外、卑

職部下斬獲首級壹顆、射死本堡擺撥夜不

収壹名侯得山、射傷長定堡家丁壹名朴景

祿、射死長安堡軍人李那海、官馬壹匹。前賊並

無深入、亦無搶擄人畜。又据長勇備禦都指揮

何心魁呈、据守長勝堡百戸古大相開呈、在□

卑職部下斬首伍顆、得獲達馬貳匹、射傷長

勇堡回營身故夜不取壹名王尚卿、射死長勇

等堡官馬貳匹。各緣由具呈到職（職は小文字）。据此、隨將斬

獲首級、得獲達馬・夷器等件并陣亡・射傷軍

丁及射死馬匹、備造文冊壹本、擬合呈驗、為此、

今將前項緣由合行笥付本司、即便具呈

巡按山東監察御史于 処、伏乞

照詳施行。奉此、理合具呈施行、須至呈者。

右 呈

巡按山東監察御史于

万曆玖年參月初十（初十は後からの書き入れ）日經歷任梓

都事李梅 公出（公出は小文字）

である。形式上は万曆九年三月十日に遼東都指揮使司經歷司（以下、遼東都司經歷司）の經歷任梓等から巡按山東監察御史于応昌に送られた呈文である。ただ、檔案の全体的な内容からすると、駐劄遼陽地方副総兵中軍都督府署都督僉事である曹簠⁹が万曆九年二月二十二日から翌三月六日にかけて行つた戦鬪の戦功評価を巡按山東監察御史である于応昌¹⁰に求めたということである。この檔案の構成を見て行くと、曹簠の劄付を受け取つた遼東都司經歷司が于応昌のところに呈上しているのであるが、この曹簠の劄付はおおよそ四つの部分から構成される。

① 市夷那安兒等の報↓鎮靜守備の劉崇政の稟↓巡按山東監察御史于応昌の憲牌↓分守遼海東寧道張參政の手本↓曹簠の順に伝わつて来た情報であり、鎮靜堡守備の劉崇政が互市に出入りする市夷の那安兒等の報を受けて報告を上げたものであった。そこには、「市夷那安兒等、関に到り報ずるに据りたるに説へらく、土蛮等の衆の頭腦、境外の地名、平山等の処に下営し、貢を講ずるを要め、准さざれば、就ち進搶して城堡を攻尅する要し等の情有り」とあり、互市に出入りする市夷を通じて土蛮らが入貢を求め、それが認められなければ侵攻という手段に訴える計画をしている情報であった。鎮靜守備の劉崇政の報告が一旦、巡按山東監察御史于応昌に上げられ、于応昌から分守遼海東寧道の張參政に情報が下り、張參政から曹簠に情報が上げられている。鎮靜堡は総兵官の居城である広寧城に属する堡であり、鎮靜守備の劉崇政からの稟は当然、総兵官李成梁の元に届いていると見なければならぬ。その一方で情報は鎮靜守備劉崇政から巡按山東監察御史于応昌に上げられ、同じ監察の官である遼海東寧道張參政に下され、境界防衛の注意喚起の必要性があつたであろうか、副総兵官の曹簠に情報が上げられているのである。

② 夷人王台差部落の報↓開原參將楊五典の稟↓欽差鎮守遼東總兵官寧遠伯李の火牌↓曹簠の順に伝わって来た情報であり、開原參將楊五典が夷人の王台が寄越した部落の報を受けて報告を上げたものであった。そこには、「夷人王台差するの部落、報ずるに据るに説へらく、大虜達子老撒卜兒亥等の伍個頭兒は西北に在りて下營し、南朝地方を搶う要し」とあり、明朝とは開原の馬市に出入りし、朝貢關係にあったジュシエンの王台が人を遣わして、大虜達子の老撒卜兒亥ら五人のリーダーは西北に着陣し、南朝(明朝)地方への攻撃を計画している情報を通報してきた。そこで開原參將の楊五典は辺境に対する攻撃計画だったため総兵官に情報を上げている。総兵官は基本的に広寧に居城しているので、開原に近い遼東河東の遼陽に居城する副総兵官曹簠に指示を出したものと思われる。

③ 欽差巡撫遼東都御史周詠¹³の憲牌↓曹簠の順にもたらされた指示であり、「亦た前事の爲めにす。」とあるから、鎮静堡と開原からの情報のことを踏まえてのことであろうか、「俱に備え行い、本職は兵馬を整擗し、人を差して遠く哨探を爲し、人畜を収斂し、提備を加へ謹しめ。」との指示に従い、「厳しくおのおの備守等官に提備を加へ謹しむを行わ」せた。つまり、①②の情報遼東巡撫の周詠にも上げられていて、曹簠に遼東河東の防備についての注意喚起が行われたのである。

④ 曹簠に直接もたらされた報告

4-1. 万曆九年二月二十二日 長勇備禦何応魁が夜不収¹⁴王成を派遣して報告して来た情報で、「称すらく、二十一日、達賊十騎ばかり、墻を上りて殺死し、空墩軍を走ら」せたとのことであった。そこで、曹簠は分守遼海東寧道參政張とともに官軍・家丁を率いて本日(恐らく二十二日のことであろうか)に長勇堡に赴いて駐防し、三月三日に至って長勝堡に移動した。長勇堡と長勝堡は遼陽城を居城とする副総兵官の管轄下にある。

4-2. 万曆九年三月六日卯時（午前六時頃） 守長勝堡百戸古大相の稟によれば、「本堡瞭火軍人王好漢の稟に据れるに報ずらく、堡南従り台に挨つき、単旗を扯拏し、海螺を吹掌」したということであった。そこで、曹鼐は即座に中軍范芝等官軍・家丁を率いて辺沿いに追跡して虎伯大臺で待ち構えた。

4-3. 長安備禦崔吉が夜不収王義を派遣して稟をもたらし報告して来たところでは、「達賊百十騎余り、長安堡の該營の孫真臺南空従り一半が進入、一半は城外に在り、前賊遙かに順辺南北両路の兵馬の灰塵を見て、即ち回りに出境す。」とあった。そこで、曹鼐は中軍の范芝、旗鼓兼管家丁事の楊四維、備禦の崔吉・何応魁・千綽の凌雲・周體元・王景魁・陳鵬・金承武・佟暹、把総の李志公・郭文才・白万鎰・金文高・王善・佟棟・潘汝楫・張大化・佟応科・李開先・石定玉・王延祚・馬騰霄・守堡の古大相・吳胤祖を率いて孫真台南空から出境し、追撃して爛蒲河に至って賊に追いついた。そこで号令一下、官軍や家丁の曹珮・曹天得・曹国勲らを率いて、乱戦となった。家丁は曹鼐の一族なのである。本営では首級六顆を斬獲し、敗走する敵を追って中遼河でさらに首級九顆を斬獲した。長安備禦崔吉の部下が首級一顆を斬り、長勇備禦何応魁の部下が首級五顆を斬り、総計で斬首の数は二十一顆となり、降夷の証言で本営の姚得勝は賊首の哈当打刺漢を斬ったことが判明した。また、獲得した達馬は十六匹（本営十四匹・備禦何応魁の部下が二匹）、射殺した達馬十三匹、また、甲五副、盔五頂、弓箭二十一副、夷器等を獲得した。味方の死傷者は、死亡が長安堡夜不収の侯得山・長勇堡夜不収の王尚卿の二名、負傷が本営の家丁于見ら二十一名、射殺された官馬は十七匹（本営馬十四匹、長安堡馬一匹、長勇等堡馬二匹）、賊の内地への侵入と人畜の略取は無かったとのことであった。

4-4. この三月六日の戦闘について、曹鼐はすでにその経過・成果・被害について述べているが、曹鼐の率いる

部隊は曹鼐自身が率いる本營、長安備禦指揮崔吉隊及び長勇備禦都指揮何応魁隊の三グループから形成された。そして、崔吉隊及び何応魁隊の戦闘経過等はそれぞれからの曹鼐への報告に拠った。

4-4-1. 長安備禦指揮崔吉の呈に拠ると、「守長安堡指揮吳胤祖の呈に拠るに称すらく、初陸日寅時分(午前四時頃)、遠哨夜不収祝丙の稟に据りて称すらく、伊等出境し、哨して地名 下死河倒臺に至り、達賊約有百拾余騎、西北従り東に往き跑走するを哨見せる、等の情あり」との報告が届く間、卯時(午前六時頃)、孫真臺を監するの夜不収姚玉六の稟に据りて稟る報告では、「伊は本臺(孫真臺)直日甲軍の普敬先と境外の長泊林内を瞭見するに、達賊約有百拾余騎突出し、徑ちに本臺(孫真臺)南空寇牆に奔り、一半は進入し、一半は牆外に在り、該臺(孫真臺)は即ち旗を扯げて砲を放ち、左右の隣臺は一斉に接撃した」と。備禦崔吉がこのことを報告するところでは、「二面、夜不収王義等を差して走報に分投し、一面、職等(崔吉)の兵馬を統領し、曹副総兵に跟随して境外に追出す。卑職(崔吉)の部下は首級一顆を斬獲し、射死せる本堡(長安堡)の擺撥の夜不収一名侯得山、射傷せる長定堡の家丁一名朴景祿、射死せる長安堡軍人李那海、官馬一匹なり。前賊並びに深入する無く、亦た人畜を搶擄する無し。」とあり、曹鼐の崔吉配下の戦績は崔吉の呈に拠ることが分かる。長定堡も遼陽城に属する堡であるが、長安堡の部隊に長定堡の家丁が混じっていることは不可思議で、或いは長安堡の誤りかもしれない。なお、曹鼐の報告と比較すると、「射死せる長安堡軍人李那海」を曹鼐は死亡者として含めていないことが分かる。

4-4-2. 長勇備禦都指揮何応魁の呈に拠ると、「守長勝堡百戸の古大相開呈に据りたるに、在□の卑職(古大相)の部下は首五顆を斬り、達馬二匹を得獲し、射傷せる長勇堡の回營して身故せる夜不収一名王尚卿、射死せる長勇等堡の官馬二匹なり」とあり、長勝堡は遼陽城に属する堡であり、かつ長勇堡に属している。やはり、曹鼐

の何応魁配下の戦績は何応魁の呈に拠ることが分かる。

以上、見てきたところから分かる通り、曹鼐は三方からの情報提供・指示を受けており、自身の戦闘指揮においても、配下の備禦二名からの報告を受けて、全体としての報告書をまとめて遼東都司経歴司を通して巡按山東監察御史于応昌の検閲を要請しているのである。それではこのような巡按山東監察御史于応昌への報告はその後、どのような形で皇帝に報告されるのであろうか。万暦九年の『明実録』の記事を検討してみる。

三 『明実録』における万暦九年初の「虜賊」の遼東鎮襲撃と功罪記事について

万暦九年の二月から三月にかけての「虜賊」の遼東鎮襲撃は『明実録』にはどのように収録されているのであろうか。まず、『明実録』万暦九年正月癸酉（八日）の条には、

大虜二万余騎犯遼東従大鎮堡入突攻錦州、分掠小凌河・松山・杏山等処、総兵李成梁督兵馳援、斬獲虜首一十八顆。翌日、虜出境。初九日、虜二百余騎犯遼陽長寧堡、副総兵曹鼐帥兵迎敵、斬虜首二顆。督撫梁夢龍等上其事、言参将熊朝臣血戦保城。乞加重賞。鼐斬獲雖不多、士氣頓増、陣亡加銜遊撃周之望効死報国、俱応賞録。併列参将栗卿等疎虞之罪。部覆上請、乞查勘。上従之。詔賞熊朝臣等、銀両有差。

とあるように、万暦九年正月八日の時点における薊遼総督梁夢龍¹⁵及び遼東巡撫周詠らの上奏において、遼東鎮へ

のモンゴルの侵入とその撃退、及びそれに関わる功罪についての報告と、皇帝からの恩賞が示された。遼東鎮へのモンゴルの侵入がいつであるか必ずしも明示はされていないが、「翌日」「初九日」という文言に着目すると、最も遅くとも万暦八年十二月初にモンゴルが遼東鎮の遼東河西の各地に侵入し、翌日には撤退した。その後、十二月九日に遼陽城に附属する長寧堡に侵入があり、副総兵官の曹鼐が軍を率いて応戦した、というものであった。そこに登場する副総兵官の曹鼐は『明実録』万暦八年十二月庚申（二十五日）の条には、

以鎮武堡遊擊曹鼐・薊鎮馬蘭峪參將陶世臣・居庸関參將葛臣・鎮番參將汪廷佐・延綏鎮靖堡參將劉滋、俱為副總兵、鼐遼陽、世臣延綏、臣甘州、廷佐涼州、滋寧夏。

とあるように、広寧城に近接する鎮武堡の游撃から副総兵官へと昇進し（実質は回復し）、万暦八年末に遼陽に配置換えとなったのである。また、『明実録』万暦九年二月乙卯（二十一日）の条には、

遼東總兵李成梁擊虜于襖郎兔、敗之。時東虜土蠻黑石炭等糾衆謀犯広寧、屯住辺外。成梁偵知之、於十九日、督兵、從大寧堡出境、昼夜馳進、離辺四百余里、至地名襖郎兔、遇虜迎敵。成梁督前鋒精銳奮勇夾擊、自辰至未、虜披靡敗遁。我師回營回。次日、虜復來追襲、官兵回迎奮擊、且戰且行。二十三日五鼓、入境。在陣斬獲虜首三百四十三顆、內有名酋首阿亥・恰脫奈等八顆、達馬四百三十四・夷器八百有奇。捷聞。上遣官祭告郊廟、文武百官各稱賀。

とあり、「二十三日五鼓」に注目すると、本件は二月の事ではなく前月のことと思われる。万曆九年正月、遼東総兵官の李成梁は東虜の土蠻黒石炭らが広寧に侵入を謀ろうとして辺外に駐屯していることを偵察によって把握した。そこで、正月十九日に軍を率いて大寧堡から出撃し、襖郎兔で敵と遭遇して午前八時から午後二時頃まで戦闘となり、敗走させ帰陣した。その翌日、モンゴルの襲撃があつて応戦しつつ出撃し、二十三日午後四時頃になつて辺内に戻つた。この一連の戦いで李成梁は大きな戦果が上がつたとしているが、誰による上奏であるかこの記事だけでは明確さを欠く。ともあれ、この報告を受けて、皇帝は官を派遣して郊廟に祭告し、文武百官は祝賀を申し上げた。『明実録』万曆九年三月己卯（十六日）の条には、

上視朝、以遼東大捷、遣官奏告郊廟。鴻臚寺宣奏捷音、百官致詞稱賀。

とあり、『明実録』万曆九年三月辛巳（十八日）の条には、

兵部以遼東大捷、請先行賞後勅。上命先賞李成梁大紅紵蟒一襲、余同梁夢龍・周于德等各銀幣、有差。其扈叙録功次、令巡按御史作速覈勘具奏。

とあり、先の大勝に対して三月十六日には皇帝は改めて郊廟への奏告を行わせ、また、鴻臚寺や百官は祝賀を申し上げた。同十八日になると、兵部は恩賜を先行して行い、功罪の調査については後に行うことを請い、皇帝はま

ず李成梁・梁夢龍・周于徳⁽¹⁶⁾等に恩典を下し、次に巡按山東監察御史于応昌に調査を命じた。ともあれ97-4 遼東都司經歷司為擗官軍斬獲犯刃達子首級等事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月初十日(22) 遼東都司經歷司為虜賊犯刃官軍斬獲首級等事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月初十日)に示されるモンゴルの辺境襲撃の様子は、この引き続きモンゴルとの抗争の一部と思われるのである。これに続く記事として『明実録』万曆九年四月乙巳(十二日)の条には、

虜克石炭、以兕鄆・小歹青等聚衆從長安堡深入、遼陽副總兵曹鼐領兵馳追、至堡東陷虜伏中、殺傷千餘陳鵬、把總曹汝楫、陣亡官軍三百一十七員名・射死馬四百六十四匹・擄去男婦二百九十八口・牲畜糧米數百。御史于応昌上聞、因劾鼐寡謀喪師、都司張奇功策應觀望、備禦崔吉等設備不嚴、乞分別重處、撫鎮官素有功、相應免究。上命革曹鼐・張奇功任、并崔吉等下巡按御史提問、周詠等免究。

とあり、巡按山東監察御史于応昌の上聞により、その後起こった大敗の責任が問われている。この件の具体的な日時はこの記事からだけでは不明であるが、正月後半の戦闘以降のことであろう。遼陽城に附属する長安堡からモンゴルの部隊が深く入り込み、副総兵官の曹鼐が追撃したところ、長安堡の東で伏兵に遭って大敗し、官軍三一人が戦死、馬四六四匹が射殺され、二九八名が連れ去られ、家畜や糧米數百も掠奪されたというものであった。この件の報告に際して于応昌は曹鼐、張奇功、崔吉らそれぞれの責任に応じた処分を求め、一方で遼東巡撫周詠はこれまでの功績に免じて追求の対象から外すよう求めた。皇帝は曹鼐と張奇功を解任するとともに崔吉らは巡按御史

に下して取り調べるよう命じ、周詠らは取り調べの対象から外すよう指示した。この記事について和田正広は、于応昌は副総兵官曹鼐とその配下を重く罰するよう求め、周詠ら遼東鎮首脳部への責任追及を殊更に封じているとする。これは弱い敵の本拠地を殊更に攻めて大きな戦功を上げる戦法を得意とする李成梁に于応昌が荷担し、侵入して来る敵と勇敢に戦う曹鼐らを追い落とすことが目的で、結果としてこの四月十二日には曹鼐らを遂に追い落とすことに成功したとする。¹⁷⁾

ここで注目したいのは、万暦九年正月癸酉（八日）の案件は薊遼総督梁夢龍及び遼東巡撫周詠らの上奏による点で、総督・巡撫ら出軍に関わる官僚による上奏であった。これに対して、万暦九年四月乙巳（十二日）の案件は巡按山東監察御史于応昌による上奏であった。また、万暦九年三月辛巳（十八日）の件は中央から巡按監察御史に戦功評価の報告を求めているものである。ここから想定されることは、遼東鎮など辺境において戦闘があった場合は、総督・巡撫・総兵官ら戦闘に対して責任を持つ立場から皇帝に対する報告が上がる一方、戦闘に対する情報は現場から巡按監察御史に上げられ、これを巡按監察御史は一定の評価を付して皇帝に報告する。これに対して皇帝は兵部など必要部署に検討を命じて、必要に応じて恩賞を下賜する一方、詳細な戦闘に関わる功罪を巡按監察御史に調査・報告させて、最終的な戦功評価を下していたという中央↑↓辺境のやりとりの手順が想定されるのである。この点を今後、『明実録』と檔案の詳細な突き合わせ検討で明らかにして行きたいと考える。

四 戦功評価と巡按山東監察御史

紙幅が尽きつつあるが、『明実録』万暦九年の巡按山東監察御史の按察報告の幾つかについて、特にモンゴルの襲撃に絞って見ておきたい。『明実録』万暦九年正月庚辰（十五日）の条には、

兵部題、巡按山東御史于応昌奏、勦過万暦八年九月内寧遠興水県堡失事罪。奪遊擊裴永勲俸三月、下千戸李承暘巡按御史問。陣亡中傷軍丁蘇州等三十八名賞録如例。

とあり、寧遠城の附属になる興水県堡の失陥について巡按山東監察御史于応昌の戦功評価を受けて兵部は遊擊裴永勲の奪俸を決め、千戸李承暘については更に巡按山東監察御史による取り調べを求め、陣亡・負傷の軍丁蘇州ら三八名については定例通り記録して恩賞を下賜した。これは万暦八年九月の興水県堡の失陥については直後に現地からの報告が北京に上がっているはずで、これに対して、巡按山東監察御史に対して戦功評価が要求され、その報告を元に兵部は処分内容を皇帝に上奏するわけであるが、この段階に至って取り調べが要する場合の指示がなされたのである。『明実録』万暦九年九月辛未（十日）の条には、

兵部覆山東巡按于応昌勦過遼東裨郎兔大捷功次。得旨、総督梁夢龍・総兵李成梁原廕錦衣各陞一級、成梁加録

米一百石、巡撫周詠陞俸一級、加授勳階誥命、余將・吏・軍・丁等、陞賞開伍有差。

とあり、『明実録』万曆九年九月丁亥（二十六日）の条には、

兵部覆山東巡按于応昌勘過万曆八年錦・義地方獲功・陣亡・被傷把総張国忠等、陞賞有差。

とある。前者の万曆九年九月十日の兵部の報告は万曆九年二月二十一日の条を受けたものと考えられるが、北京からの指示を受けた于応昌の戦功評価に関する調査結果を受けて兵部が最終案を上奏して皇帝の裁可を得たものである。評価にはかなりの日数がかかるか兵部に滞留していたのか判断に迷うところであるが、後者は『明実録』万曆八年十一月丙子（十日）の条に、

大虜糾衆入犯錦・義・大凌河・右屯等处総兵李成梁督率將領・軍丁、奮勇邀擊出境頗有斬獲功。詔賞督鎮梁夢龍・李成梁与周詠・戚繼光等各銀幣、有差。

とあることへの于応昌の戦功評価の結果を受けた兵部が最終案を上奏して裁可を受けたものであろう。

なお、『明実録』万曆九年十月甲辰（十四日）の条には、

山東巡按馬允登勸過万曆九年四月虜犯瀋陽及上榆林堡官軍禦敵功罪、称広寧參將孫守廉等勇於赴援。宜加叙賞。上榆林堡指揮孟傑・瀋陽參將黑雲龍失誤防守、相応罰治。得旨、孫守廉等各賞銀八両、孟傑照例罰贖、黑雲龍姑免提問。

とある。于応昌の後任である馬允登が万曆九年四月の事案の戦功評価結果を上奏して裁可を得ている。事案のあった当時は于応昌が巡按山東監察御史在職中のことであるが、このことの戦功評価については後任に積み残されたのであろう。そうすると、九月の段階で兵部が于応昌から上がって来た戦功評価を扱っているということは、于応昌の戦功評価そのものは離職する五月頃には兵部に上がって来ていたことになる。このように考えると、九月の段階の兵部からの皇帝への最終評価案の上奏は些か遅くて、兵部の手元に棚晒しになっていたか、兵部においてかなりの議論があったかということになる。

おわりに

本稿は檔案97-4 遼東都司経歴司為官軍斬獲犯辺達子首級等事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月初十日(22) 遼東都司経歴司為虜賊犯辺官軍斬獲首級等事給巡按山東監察御史的呈文 万曆九年三月初十日)の部分的解析で終わらざるを得ない。その他の檔案の詳細な解析は続稿に譲ることになるが、形式上、本檔案は遼東都司経歴司経歴任梓等から巡按山東監察御史于応昌に送られた呈文である。ただ、檔案の全体的な内容からすると、駐劄遼陽地方副

総兵中軍都督府署都督僉事である曹鼐が万曆九年二月二十二日から翌三月六日にかけて行った戦闘の戦功評価を巡按山東監察御史である于応昌に求めたということである。内容としては二月二十一日から三月六日にかけての出来事であり、これをまとめて三月十日に報告したということである。

当然この報告を受けた巡按山東監察御史于応昌はこれを放置することなく、評価を附した上で皇帝に上奏したであろう。実際の戦闘の一番最後が三月六日であり、その僅か四日後に経歴任粹等から于応昌に報告がなされたということは、北京からの指示で于応昌が戦功評価をしているわけではなく、巡按監察御史の日常業務として諸方面から報告を受け、皇帝に評価を附して上奏がなされているはずである。従って、巡按監察御史は、皇帝からの指示で戦功評価をするという『明実録』の記述に多く見られるような業務をこなすとともに、日常的に戦闘過程の報告をもしていたと言える。このあたりの回路の整理は統稿において試みてみたい。

『明実録』の多くの記述は夥しい檔案に基礎付けられている。本論文において取り上げた檔案は皇帝への上奏の前段階のものである。これが于応昌の手でどのように加工されて報告されたのかは知る術は今のところ難しい。ただ、李成梁の擡頭という事態の中で様々な詐術が行われた可能性も排除出来ない。この初歩的な試みを踏み台に検討を進めて行きたい。

註

- (1) 拙稿「明代巡按山東監察御史の基礎的考察」『中央大学人文科学研究所 人文研紀要』第七二号、二〇一一年。
- (2) 拙著『明代遼東と朝鮮』第二章、遼東巡按の(表1)『明実録』登載の「巡按山東監察御史」名表では、『明実録』に登

載されている遼東巡按の肩書について網羅して示すことを旨としたが、その後の補訂作業で見落としがあることが判明している。現時点で補訂すべき点を次に掲げる。

李盤 正統五年三月丁巳 巡按山東監察御史

胡希顔 弘治十四年十二月辛未・弘治十五年六月戊申 監察御史

(3) 拙稿「明朝档案を通じて見た明末中朝辺界」(『中央大学人文科学研究』 人文研紀要』第七七号、二〇一三年。当該論文の韓国語版は『燕行録の世界』景仁文化社(韓国、二〇一五年)八七―一四七頁に収められている。

(4) 拙稿「遼東馬市信牌档―明朝档案の配列を中心として」『明清史研究』第一輯、二〇〇四年、のち、拙著『明代遼東と朝鮮』第四章所収。

(5) 『中国明朝档案総匯』所収档案の検索には、いつもながらに岩淵慎編『中国第一歴史档案館・遼寧省档案館編 中国明朝档案総匯 総目録』のお世話になった。

(6) 小川尚『明代地方監察御史の研究』汲古書院、一九九九年、同『明代都察院体制の研究』汲古書院、二〇〇四年、谷井陽子『明代裁判機構の内部統制』梅原郁編『前近代中國の刑罰』京都大学人文科学研究所、一九九六年。

(7) 「迎」は『明代遼東档案匯編』221では「迎」とするが、「迎」が正しい。

(8) 「匹」は『明代遼東档案匯編』221では脱落している。

(9) 曹董は不詳。『明実録』によつて万曆初年に至る曹董の軌跡を追うと、隆慶六年三月に清河堡守備、万曆二年六月には藩陽參將、万曆三年十二月には副総兵官であった。万曆四年十二月に副総兵官から海蓋參將に降格され、この万曆八年十二月に再び副総兵官になることは本文で触れる。その後、再び失守を問われて解任に至ることも本文で触れる。万曆十年正月にまた副総兵官から降格処分となっているので、万曆九年の解任以降に原職に復帰したものと思われる。

(10) 于応昌の伝は不詳。

(11) 分守遼海東寧道は遼東鎮に設置された守巡道の一つである。分守道は元来、分巡道とは違って、按治ではなく巡視を主としていたが、宣徳・正統年間に巡按監察御史の地方統治への影響力が拡大したためか、この時期に確立した分守道は非監察系統でありながら監察業務に携わる。本道は正統年間、分司を広寧と遼東に設け、広寧では山東布政司の参政か参議一員が派出して糧儲を総理し、遼陽では山東按察司の副使か僉事一員を派出して訴訟を専らに処理させた。嘉靖年間には

撫按官の要請により参議が増設され、兵備道を兼管して分守遼海東寧道兼管兵備となり、山東以外に河南や山西布政司の官職も借り、万暦年間には遼陽・瀋陽・撫順などの辺備を帯管し、屯田や馬政も兼管した。分守遼海東寧道は兵備を管轄するため、副総兵官の出軍に帯同したのである。拙著『明代遼東と朝鮮』第一部第三章、遼東守巡道、小川尚前掲『明代地方監察御史の研究』第五章、明代の守巡道など参照。

(12) 李成梁のことである。李成梁(一五二六―一六一五)は字が汝契、代々遼東の鉄嶺衛指揮僉事、参将を経て隆慶四年十月から万暦十九年十一月までと、万暦二十九年三月から同三十六年六月まで、総計二十九年四ヶ月にわたって遼東総兵官であった。伝は『明史』卷二三八、『皇明人物考』卷二ほか。詳しくは註(17)参照。

(13) 周詠(一五三三―一五九五)は字が思養、号は榮軒、河南・開封府延津県の人であり、嘉靖四十一年の進士。万暦五年十月に大理寺左少卿から都察院右僉都御史として遼東巡撫となり、同十年五月にまで六年にわたりその地位にあった。その後は同年十一月に総督薊遼昌保諸辺事に遷ったものの翌年九月に罷免されて民に落とされた。伝は『慎修堂集』に「周公墓表」、『中州人物考』卷二に「周総制詠」がある。

(14) 夜不収については川越泰博「明代北辺の「夜不収」について」『中央大学文学部紀要』史学科第四十六号、二〇〇一年、のち同『明代長城の群像』汲古選書三五、二〇〇三年に収録、参照。

(15) 梁夢龍(一五二七―一六〇二)は字が乾吉、号は鳴泉、北直隸真定府の人であり、嘉靖三二年の進士。張居正の門下生であり、兵部侍郎から右都御史として総督薊遼保定軍務となり、「土蠻」を破った功績で兵部尚書を加えられ、のちに本部に入って太子太保を加えられた。張居正の没後は弾劾されて致仕、家居に亡くなった。崇禎末年に貞敏と追諡された。伝は『明史』卷二二五、『掖垣人鑑』卷十四、『牧齋有學集』卷二八に「梁公墓誌銘」、『罪惟錄』列伝卷十二下、『畿輔人物志』卷九、『畿輔人物考』卷二ほか。

(16) 周于德は万暦六年十二月丁亥(十一日)に山東僉事分巡遼東兼管兵備屯田となり、同八年正月甲子(二十四日)には兵備僉事であり、同六月辛亥(十三日)には山東副使となり、同八年十月丁酉朔己酉(十三日)には道臣とある。

(17) 和田正広「中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究―明清交替期の軍閥李成梁をめぐって―」(九州国際大学社会文化研究所、一九九五年)、八九―九〇頁。